

第31回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和5年1月25日（水）
- 2 開閉時間 午後4時30分開会 午後5時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番 寺崎秀子 | 2番 小野寺昭一 | 3番 坂上 修 | 4番 佐藤美頭雄 |
| 5番 斎藤哲子 | 6番 開澤克明 | 7番 山崎禎彦 | 8番 鈴木英博 |
| 9番 松田直人 | 10番 酒井雅憲 | 11番 北村浩光 | 12番 西永和美 |
| 13番 舟根 祯 | 14番 吉本 憲 | | |
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 10番 酒井雅憲、11番 北村浩光
- 9 議事内容
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 報告第1号 | 農業経営改善計画の認定通知について |
| 議案第1号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画の要請について |

10 議事録本紙

議長

これから、第31回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、10番委員、11番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農業経営改善計画の認定通知について」報告事項ですので、事務局から説明願います。

主事

それでは、議案3頁をご覧ください。

報告第1号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は4頁になりますのでご覧ください。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。

報告について以上です

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第3議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案6頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」です。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものです。

議案は7頁から8頁までをご覧ください。

番号が39番から41番までの3件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考に記載のとおり売買によるものです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が解約成立日から6か月以内であり、要件に合致していることを確認しています。

なお、39番の案件については、小野寺委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、39番について審議いたします。

2番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

39番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは39番の案件については、認めると決定しました。

2番委員 着席

議長 続きまして、40番から41番の案件について審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は11頁、12頁になりますのでご覧ください。

番号が15番から16番までの2件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人（貸主）譲受人（借主）の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、（賃貸料）につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の1頁から5頁になります。農地法第3条の調査書については、説明資料の6頁、7頁の調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていることを確認しています。

15番の案件は、親子間の経営継承に伴う使用貸借です。

16番の案件は、議案第1号の農地法第18条の規定による合意解約通知の40番の案件の売買契約です。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は拳手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第5議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案14頁をご覧ください。
- 議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。
- 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
- 議案は15頁から16頁までをご覧ください。
- 番号が21番から25番までの5件でございます。
- 売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。
- 位置図は、別冊、説明資料の8頁から12頁までと、調査書が13頁から17頁までに載せてありますので併せてご確認願います。
- 全てあっせん案件です。
- それでは、21番から25番までのあっせん案件について、担当の委員さんより、補足説明についてお願ひします。
- 2番委員 21番です。
- 令和4年12月8日から令和5年1月10日まで、あっせん回数3回で成立しています。
- 総額1,440,000円で成立しています。
- 22番です。
- 令和4年12月8日から令和5年1月10日まで、あっせん回数3回で成立しています。
- 反当188,000円、総額5,342,772円で成立しています。
- 23番です。
- 令和4年12月8日から令和5年1月10日まで、あっせん回数3回で成立しています。
- 反当224,000円、226,000円、総額4,779,262円で成立しています。
- 10番委員 24番です。
- 令和4年12月8日から令和5年1月11日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当 113,400 円、総額 185,749 円で成立しています。

4 番委員 25 番です。

令和 4 年 12 月 14 日から令和 5 年 1 月 23 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 2,285,000 円で成立しています。

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 はい、議案 17 頁その他の 1 番「次回の定例会について」です。

次回、第 32 回の日程ですが 2 月 24 日（金）の 17 時からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、2 月 24 日（金）の 17 時からでお願いします。

局長 続きまして、2 番「農地移動適正化あっせん経過報告について」です。

前回から、新たな申し込みがありましたので、あっせん委員の指名をお願いします。

議長 （あっせん委員指名）

局長 その他連絡事項について説明

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

局長 案件は以上です。

議長 それでは、以上をもって第 31 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。